

第23期  
第5回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和5年10月25日(水) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 欠 席    | 2. 菅原 政敏  | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子  | 5. 高橋 清吉  | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹  | 8. 新野 清   | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 4号	非農地証明について
日程第4	報告第 5号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第5	報告第 6号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第6	議案第 13号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7	議案第 14号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第 15号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第9	議案第 16号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について
日程第10	議案第 17号	白鷹農業振興地域整備計画の変更について
日程第11	議案第 18号	令和6年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第5回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。小口委員より欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し、農地法第3条及び第5条の調査報告を求めため、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** 議長。

**議 長** 大木事務局長。

**大木事務局長** ご説明申し上げます。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、2番 菅原政敏委員 3番 小林喜久雄委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第4号 「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第4号 「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号 1

申請人 東京都日野市〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
登記名義人 東京都日野市〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地番 〇〇〇〇  
地目 畑  
地積 103㎡

現況地目 宅地

非農地となった時期・事由 昭和40年頃建物が建築されていたが平成12年に取  
り壊されている。本来ならば建物新築時に農地法の転  
用許可を得なければならないがそのまま現在に至っ  
ているため非農地証明を申請するもの。

調査年月日 令和5年10月11日

専決年月日 令和5年10月12日

報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8番 新  
野清委員よりお願いします。

**新野清委員** 議長。

**議 長** 新野委員。

**新野清委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月11日、わたくしと、小林喜久雄委員、児玉匡樹委員、事務局の川部  
補佐で現地調査を行いました。

申請地は、20年以上にわたり居宅敷地として利用されており、農地として  
復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認  
められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしまし  
た。以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第5号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第5号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人	賃借人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	賃貸人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	3566㎡
契約期間		平成4年5月29日～平成7年5月28日
解約日		令和5年9月20日
解約の事由		相手方の要望 自動更新 他6件 報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 報告第6号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第6号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

申出人 山形市○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所	在	大字○○○○○○○
地	番	○○○○
地	目	田
地	積	492㎡
申出	内容	土地の売却のあっせん
結	果	○○ ○○ と売買が成立 他1件 報告は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。ここで、1番案件について調整委員の10番 村上浩康委員よりあっせんの報告をお願いします。

**村上浩康委員** 議長。

**議 長** 村上委員。

**村上浩康委員** 農用地の利用関係の調整のご報告をいたします。

10月、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で申出人 ○○

〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地1筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 1筆 492㎡で、10aあたり〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和5年12月1日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

10月7日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。つづいて2番案件について、調整委員の8番 新野清委員よりあっせんの報告をお願いします。

**新野清委員** 議長。

**議 長** 新野委員。

**新野清委員** 農用地の利用関係の調整のご報告をいたします。

10月10日、わたくしと、菅原政敏委員の2名で申出人 〇〇 〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地1筆及び大字〇〇地内の農地1筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、大字〇〇地内の農地が、田 1筆 174㎡で、10aあたり〇〇〇〇円。大字〇〇地内の農地が、田 1筆 267㎡で、総額〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和5年12月1日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

10月13日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第6 議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	188㎡ 他1筆
契約の種類等		売買による所有権の移転
対価(10aあたり)		〇〇〇〇円
		他9件

説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、樋口美弥子農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

**樋口美弥子推進委員** 議長。

**議 長** 樋口推進委員。

**樋口美弥子推進委員** 1 番案件について調査のご報告をいたします。

10月16日、わたくしと、小口修委員の2名で調査を行いました。  
機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、  
コンバイン1台、軽トラック2台、乾燥機1台、籾摺機1台、ブロードキャス  
ター1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、2番案件について調査のご報告をいたします。

10月16日、わたくしと、小口修委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、管理機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が30年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦勞様でした。続きまして3番案件から4番案件について、5番 高橋清  
吉委員よりお願いいたします。

**高橋清吉委員** 議長。

**議 長** 高橋委員。

**高橋清吉委員** 3番案件について調査のご報告をいたします。

10月18日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査  
を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラック1台を所有しており、今後、耕運機  
1台を導入する予定との事です。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人が5年、妻が3年の経験があり、問題ないと思われま

す。新規取得につき遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。  
必要な農作業に常時従事すると認められます。  
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、4番案件について調査のご報告をいたします。

10月18日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子とのことです。

技術は、本人が35年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。続きまして5番案件から9番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

**衣袋則子委員** 議長。

## 議 長 衣袋委員。

**衣袋則子委員** 5番案件から7番案件について調査のご報告をいたします。

10月18日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が20年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、8番案件及び9番案件について調査のご報告をいたします。

10月18日、わたくしと、紺野正光農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、田植機1台、トラクター1台、軽トラック1台、耕運機2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が50年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

## **議 長**

ご苦労様でした。続きまして10番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

**村上浩康委員** 議長。

**議 長** 村上委員。

**村上浩康委員** 10番案件について調査のご報告をいたします。

10月17日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が35年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

## **議 長**

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から10番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から10番案件について許可することに決しました。

日程第7 議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 735㎡  
契約の種類等 売買による所有権の移転  
転用目的 宅地分譲  
説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、樋口美弥子農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

**樋口美弥子推進委員** 議長。

**議 長** 樋口推進委員。

**樋口美弥子推進委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月18日、わたくしと、小口修委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、通帳の写しにより確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

宅地の造成のみを目的とするものですが、宅地分譲として整備するものであり、妥当と判断します。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第15号「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第15号「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

番号1

1. 権利設定者

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

氏 名 ○○ ○○

2. 権利設定者及び権利を設定する土地の表示等

住 所 山形市○○○○○○○  
氏 名 ○○ ○○  
土地の所在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○  
地 目 田  
地 積 492㎡  
利用目的 水稻(種子)  
10aあたりの対価 ○○○○円

3. 権利設定等の内容

権利の内容 所有権の移転  
法律関係 売買  
権利の設定・移転の時期 令和5年12月1日  
支払期限 令和5年12月1日  
土地引渡時期 令和5年12月1日  
他1件  
説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、  
提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を  
求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は提案のとおり決定いたしました。  
日程第9 議案第16号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名  
について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業  
委員会会議規則第19条の規定に基づき、4番 衣袋則子委員の退室を求めま

す。

(衣袋則子委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第16号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を氏名したので承認を求めます。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 目 畑  
申出内容 経営規模拡大のため  
指名した調整委員  
衣袋 則子 委員  
小関 清喜 推進委員  
説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。

ここで、4番 衣袋則子委員の入室を求めます。

(衣袋則子委員 入室)

日程第10 議案第17号「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第17号「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」白鷹農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求める。

1. 農用地区域変更の内容

区 分	農用地区域除外
田	6, 531 m <sup>2</sup>
畑	250 m <sup>2</sup>
合 計	6, 781 m <sup>2</sup>

2. 農用地区域除外の内訳

番号1

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○  
面 積 250 m<sup>2</sup>  
登記地目 畑  
現況地目 畑  
除外する具体的理由

国道287号の改修工事により事務所等が買収され建物も解体されることから、申請地に駐車場を整備するもの。

他2件 説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定するに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については変更するに「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第11 議案第18号「令和6年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第18号「令和6年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について、次のとおりとすることの決定を求める。別紙のとおり。

説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり意見書を提出することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本案件については、提案のとおり意見書を提出することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第5回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第5回白鷹町農業委員会  
総会の議事録に署名いたします。

令和5年10月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_